平成２６年（フ）第１２１号
富山市八尾町平林484番地
債務者　大石美智代
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１３９号
富山市高屋敷605番地、住民票上の住所富山市珠泉東町100番地220
債務者　山本　正人
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５６号
北海道帯広市西12条南33丁目１番地１　シニアハウス202号
債務者　植田　隆雄
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第５２０号
神戸市東灘区向洋町中１丁目10番地　101号棟807号室
債務者　小林　悦規（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０５号
神戸市長田区長尾町１丁目８番４―506号、従前の住所神戸市垂水区千鳥が丘３丁目21番28―404号
債務者　Ｓｈｉｎｅこと山本娥羅こと　趙　娥羅
1　決定年月日時　平成26年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１０１号
松江市山代町578宝谷アパート５号棟511号室　森下安子方、住民票上の住所松江市学園南２丁目５番14号　コーポくにびき、前住所島根県安来市荒島町1714番地３　セルフＣ棟
債務者　槇原　伸一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４３８号
熊本市中央区上水前寺２丁目11番６号　大島荘８号、前住所熊本市中央区京町本丁６番43号　楠本ビル２Ｆ
債務者　川﨑　栄子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９５号
青森県むつ市仲町11番26号
債務者　川下　理恵
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１２５号
神奈川県三浦郡葉山町堀内815番地　加藤アパート２階
債務者　政岡　　均
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１７号
北海道稚内市緑６丁目23番13号
債務者　石本　昌市
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第６６号
岩手県北上市口内町宝海沼53番地
債務者　鈴木　育子
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第３９１号
埼玉県所沢市けやき台１丁目51番地の11　サンパルけやき台202
債務者　眞部ゆかり（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第４２７号
埼玉県川越市石原町１丁目32番地14
債務者　矢島　行延
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第２３０号
愛知県安城市横山町下毛賀知150番地　レビュー横山505、前住所千葉県市原市白金町５丁目28番地４　ハイムドルフィンＡ―102
債務者　武元　春人
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
香川県高松市飯田町363番地４
債務者　大西　哲二
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３２号
北海道滝川市新町５丁目14番13号　コートフルーレⅢ201号室
債務者　成田　賢治
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第３９号
北海道滝川市中島町５丁目１番８号
債務者　星野　勇気
1　決定年月日時　平成26年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係